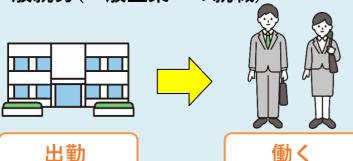
〇一般就労(一般企業への就職)



- ・自分自身で就職活動をします (福祉サービスは利用しません)
- ・体調管理や仕事の事は自分で管理する必要があります
- ・会社が決めた勤務時間や仕事内容で働きます

〇障がい者雇用

- ・福祉や会社からのサポートを受けながら働く事ができます
- ・自分の体調や能力に合わせて相談でき、合理的配慮 (働きやすくする工夫) をお願いできます

○就労移行支援



職場実習

一般就労

- ・福祉サービスの「働く練習が出来る場所」です 例:コミュニケーションの練習、ビジネスマナー、面接練習、 職場実習など
- ・将来、一般就労をめざします
- ・福祉の専門スタッフと一緒に、出来る事を少しずつ増やして いきます
- ・仕事や体調の心配も相談する事ができます

〇就労継続支援 A 型







業務・訓練

一般就労/ステップアップ

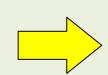
- ・福祉サービスの「働く場所」です
- ・福祉の専門スタッフが 仕事を教えてくれるので安心です
- ・基本的には事業所が決めた勤務時間や仕事内容で働きます
- ・自分の体調や能力にあわせて相談ができ、働き方の調整をする 事ができます
- ・雇用契約を結び、一般就労と同様のお給料(おかね)をもらい ながら働けます

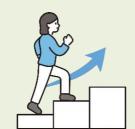
※青森県平均賃金 76,407 円 (令和 5 年度)

※青森県最低賃金 1.029 円 (令和7年11月21日~)

O就労継続支援 B 型







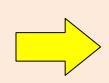
作業・生産活動

ステップアップ/A型/一般就労

- ・自分の能力や体調に合わせて働ける場所です
- ・A型や一般就労を希望に応じて目指す事もできます
- ・作業を通して、働く知識やスキル(ちから)を学べます
- ・福祉の専門スタッフのサポートを受ける事ができます
- ・雇用契約は結びませんが、工賃(おかね)を受け取ります
- ※青森県平均工賃 20.979円(令和5年度)

〇生活介護







創作・生産活動

生活の質の向上

- ・常に介護が必要な方が利用する福祉サービスです
- ・主に日中に生活のお手伝いや介護を行います
- ・創作(ものづくり)や、ご本人にあった作業を行う事ができます
- ・自立を促し、生活を整えて、体力の向上を目的としています
- ・ご本人のより豊かな生活をめざします